⑷　工事内容　料金所ＥＴＣ設備174箇所更新及び料金所遠隔監視設備29箇所新設
①　料金所ＥＴＣ設備改修工事
・料金所ＥＴＣ設備機器の更新
東京西地区　72料金所
東京東地区　56料金所
神奈川地区　46料金所
②　料金所遠隔監視設備新設工事
・料金所の状態を監視・制御及びお客様対応を遠隔で行うための設備の新設
東京西地区　11箇所（平河町社屋含む）
東京東地区　８箇所（箱崎社屋含む）
神奈川地区　７箇所（みなとみらい社屋含む）
ＥＴＣメンテナンス　３箇所
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和８年３月31日
⑹　その他
①　本工事は、入札参加希望者が提出する技術資料及び工事費内訳書を総合的に評価して入札参加者を選定し、次に入札参加者から詳細工事費内訳書を求め、交渉を行った後、競争入札により価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案価格交渉方式（複数者交渉Ａタイプ）の対象工事である。
②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。
③　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。技術資料は、持参または郵送により提出すること。
④　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的とするＢＩＭ対象工事である。
⑤　技術資料の提出は、持参又は郵送により行うものとする。なお、郵送により提出する場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限り、郵送提出する旨を事前に５⑴に示す担当部局に連絡するものとする。
⑥　その他については、電子入札留意事項によることとする。

２　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑵　首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。
⑶　単体又は共同企業体の代表者、及び共同企業体の代表者以外の構成員は、いずれも2006年度以降に、以下に掲げる工事完工実績を有すること。
・ＥＴＣ路側設備を自ら製作し、あわせて据付け及び調整を行う工事
上記工事は2006年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
⑷　次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和４年５月25日（水）を予定している。
①　主任技術者については、以下のア～エのいずれかの要件を満たすこと。
ア　技術士法（昭和58年法律第25 号）　第６条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第 32 条 の規定により技術士登録簿に登録を受けた者
イ　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第46条３項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し５年以上実務の経験を有する者
ウ　建設業法第７条第２号イで定める者（電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）
エ　建設業法第７条第２号ロで定める者、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者
②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、2006年度以降に次に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
・ＥＴＣ路側設備の据付け及び調整を行う工事
上記工事は2006年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
⑸　機器の故障・システム障害時における保守技術支援体制が確立されていていること。
⑹　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑺　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
⑼　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。